

松山市長 野 志 克 仁

松山市こどもの学習支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市こどもの学習支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な課題を抱える家庭のこどもに対して受験料を補助する松山市こどもの学習支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土曜塾 児童扶養手当を受給する世帯及び当該世帯以外の世帯であって経済的に困窮しているものに属する中学生に対し、本市が提供する居場所としての学習の場をいう。
- (2) 対象中学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の最終学年に在籍する者であって、土曜塾に参加者として登録しているものをいう。
- (3) 土曜塾プラス 児童扶養手当を受給する世帯及び当該世帯以外の世帯であって経済的に困窮しているものに属する高校生に対し、本市が実施する学習の場をいう。
- (4) 対象高校生 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の最終学年に在籍する者であって、土曜塾プラスに参加者として登録しているものをいう。
- (5) 対象児童 対象中学生及び対象高校生をいう。
- (6) 大学等 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（大学等における修学の支援

に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第3項の規定により文部科学大臣等が公表するリストをいう。以下同じ。）に掲載されている大学，短期大学，専修学校の専門課程及び高等専門学校の4年制をいう。

(7) 大学等受験料 対象高校生（現に土曜塾プラスに参加している者に限る。）の大学等の受験料であって，市長が認めるものをいう。

(8) 模擬試験受験料 対象児童が大学等及び高等学校等を受験するために受ける模擬試験の受験料であって，市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし，補助対象者となることができる者が世帯に2人以上いるときは，世帯主又は対象児童の主たる生計を維持する者のいずれか1名を，補助対象者とする。

(1) 第4条の規定による申請をする日において，その者に係る対象児童が土曜塾又は土曜塾プラスに登録しているもの

(2) 第9条第1項の規定による申請をする日において，第6条に規定する補助対象期間中に，別表に定める費用（以下「対象費用」という。）を支払ったことを証明できる者

(3) 第9条第1項の規定による申請をする日において，対象児童の父，母等（子を養育する者を含む。）であって，対象児童と現に同居してこれを監護し，かつ，生計を同じくするもの

2 前項の規定にかかわらず，市長は，必要と認めるときは，同項の要件を満たす者に準じると認める者を，補助対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する者は，補助対象者としな

(1) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 補助金の交付を受けようとする対象費用の支払について，他の補助金等の交付の決定を受けた者

(3) 他市町村（特別区を含む。）その他の自治体等において，同一の対象児童について，第1条と趣旨を同じくする他の補助金等の交付の決定を受けた者

（利用申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、松山市こどもの学習支援事業補助金利用申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の利用の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の利用の承認又は不承認を決定したときは、松山市こどもの学習支援事業補助金利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（補助対象期間）

第6条 補助金の交付を受けることができる対象費用の支払に係る期間（以下「補助対象期間」という。）は、前条の規定による市長の承認を受けた日（以下「承認日」という。）の属する年度内において、市長が別に定める。

（補助対象経費）

第7条 補助対象経費は、第5条第1項の規定による市長の承認を受けた補助対象者（以下「交付対象者」という。）が補助対象期間に支払った対象費用とする。

（補助限度額及び補助金の額）

第8条 補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、対象費用の区分ごとに実支出額と補助限度額とを比較し、いずれか少ない方の額の合計とする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「交付申請者」という。）は、松山市こどもの学習支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、補助対象期間内に1回を限度とする。

（補助金の交付の決定等）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、松山市こどもの学習支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、その旨を交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、速やかに交付申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、必要な限度において、交付申請者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査（以下これらを「調査等」という。）をすることができる。この場合において、交付申請者は、調査等に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

区分	対象費用	補助限度額
大学等受験料	大学入学共通テスト検定料，国公立大学二次試験検定料，私立大学一般選抜検定料，私立大学大学入学共通テスト利用選抜検定料その他市長が適当と認めるもの	53,000円
模擬試験受験料	対象高校生の模擬試験受験料	8,000円
	対象中学生の模擬試験受験料	6,000円

備考

- 1 大学等受験料及び模擬試験受験料には、成績通知手数料及び振込手数料を含まな

い。

- 2 模擬試験受験料に係る模擬試験は、自宅受験（受験者が自宅で個別に実施する受験をいう。）を含む。